#### 見積依 書 頼

下記のとおり見積合わせに付します。 令和 7 年11月14日

> 分任支出負担行為担当官 関東管区警察局新潟県情報通信部長 小林 良弘

記

見積合わせに付する事項

(1) 作業件名及び数量 不用物品廃棄処分 1式

作業の内容 仕様書のとおり

なお、仕様書は当方が必要とする秘密の保全に関する条項について、誓約 書を提出したものに提示する。

仕様書のとおり (3)所

期 (4)履 行 限 令和 7 年12月26日まで

見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分 見積書提出方法等 (5)

の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。 本案件は、「電子調達システム」(政府調達(GEPS))対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、紙、電子メールに (6)電子調達システム よる見積書の提出ができるものとする。

見積合わせに参加する者に必要な参加資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可及び同法第 14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。

- 契約条項を示し、仕様書等の配布を行う場所等
  - 新潟県新潟市中央区新光町4-1 (1) 所

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 (新潟県警察本部4階)

電話番号 025-285-0110 (代表)

- 本公告日から上記3(1)の所在地において配布する。ただし、仕様書を除き「電 (2)子調達システム」(政府電子調達(GEPS) https://www.p-portal.go.jp/)から入手することもできる。 令和7年11月14日から令和7年12月3日まで
- (3)(官庁執務時間内、十日祝日を除く)
- 見積書の提出方法及び締切日時
  - 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならないだし、「電子調達システム」により難い場合には、3(1)に示す場所に、同期限 (1) 提出方法 ただし、「電子調達システム」はでに提出しなければならない。
  - (2) 提出期限 令和7年12月3日(水) 17時15分
- 見積合わせ日時

令和7年12月4日(木) 9 時00分

- その他
  - (1)
  - 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。 見積金額は消費税を<u>除いた</u>額を記載し、1円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

- 問合せ先

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 経理係 電話番号 025-285-0110

### 見積合わせ事項書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局新潟県情報通信部長 小林 良弘

#### 2 作業概要

- (1) 作業件名及び数量 不用物品廃棄処分 1式
- (2) 作業の内容仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和7年12月26日(金)まで
- (4) 作業場所仕様書のとおり

### 3 見積りの方法

- (1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者(以下「参加者」という。)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書(税込)を提出しなければならない。 なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

#### 4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

#### 5 参加者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 秘密の内容を含む事項の場合は、当方が必要とする秘密の保全に関する事項について、 当方の承諾が得られていること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の「産業廃棄物収集運搬業」の許可 及び同法第14条第6項の「産業廃棄物処分業」の許可を有する者であること。

#### 6 見積書提出場所等

- (1) 契約条項、仕様書等を配布する場所及び日時
  - 場 所 新潟県新潟市中央区新光町4-1

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 (新潟県警察本部4階) ただし、仕様書以外は「電子調達システム」から入手することもできる。

- 日 時 令和7年11月14日(金)から令和7年12月3日(水)まで (官庁執務時間内、土日祝日を除く)
- (2) 見積書等の提出場所及び期限
  - 場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。 ただし、電子調達システムにより難い場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。
  - 期 限 令和7年12月3日(水) 17時15分まで (官庁執務時間内、土日祝日を除く)
- (3) 見積合わせ日時

令和7年12月4日(木) 9時00分

(4) 見積書の提出方法

見積書は、期限までに見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。ただし、「電子調達システム」により難い場合は、持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。電報、電話その他の方法による見積りは認めない。

なお、持参、郵送若しくは電子メールにより提出する場合は、次の通りとする。

- ア <u>見積書の様式は問わないが、別紙「見積書」の内容を満たすものとし、宛名、件名</u> 等に抜けがないこと。
- イ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、 見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名(フルネーム)及び連絡先を明記す ること。

なお、電子メールで提出する場合は社印及び代表者印の省略を必須とする。

- ウ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。
- (5) 見積書の無効

本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

- ア 金額を訂正した見積書
- イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
- ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積 書及びその疑いのある見積書
- エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書
- オ 錯誤により提出されたと認められる見積書
- カ 提出期限までに到達しなかった見積書
- キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書
- (6) 見積合わせ
  - ア 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
  - イ 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。
  - ウ 最低価格の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。
  - エ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができ

る。

オ 契約の相手方に決定した参加者にのみ当部から結果を連絡する。ただし、6 (3) 見積合わせ日時後、参加者から問合せがあれば結果を通知する。

#### 7 契約書作成の要否

産業廃棄物処理委託契約書の作成を要する。

#### 8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

#### 9 問合せ先

(1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局新潟県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 025-285-0110

時間 平日8:30~17:15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

(2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム https://www.geps.go.jp/

# 見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 関東管区警察局新潟県情報通信部長 殿

住 所

会社名

代表者名

連絡先

担当者名

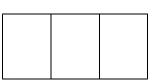
担当者連絡先

件 名 不用物品廃棄処分

		į.	1	1	1	1			1
	億	千	百	+	万	千	百	+	円
	!	!	!	:	!	!	!	:	
金	i i	i	i	i	i	i	i	i	
312	:	!	!	:	!	!	!	:	
	i i	i	i	i	i	i	i		
!		!	!	:	!	!			

(消費税及び地方消費税を除く)

電子くじ番号



# 見 積 書

令和 年 月 日

作成日を記載

## 分任支出負担行為担当官 関東管区警察局新潟県情報通信部長 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

会 社 名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先  $\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle-\triangle\triangle\triangle$ 

担当者名 〇〇 〇〇

担当者連絡先 △△△-△△△-△△△

金額の頭に¥マークを入れる

 (株 名 〇〇〇〇)

 (億 千 百 十 万 千 百 十 円

 金

(消費税及び地方消費税を除く)

任意の番号3桁を記載すること

電子くじ番号